

○須坂市総合計画審議会条例

昭和46年 3 月27日 条例第 6 号

改正

平成元年 6 月26日 条例第28号
平成 3 年 3 月29日 条例第 6 号
平成 7 年 6 月26日 条例第26号
平成12年12月22日 条例第45号
平成13年 9 月28日 条例第31号

須坂市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 須坂市の総合的な開発、発展に関する重要事項について調査審議するため、須坂市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、須坂市の開発、発展に関する将来構想及びこれに即する長期計画に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、第 2 条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了したときは、その任期を終わるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

(顧問)

第 8 条 審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が審議会にはかつて委嘱する。

(幹事及び書記)

第 9 条 審議会に幹事及び書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事及び書記は、会長の命を受けて事務に従事する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

文化財審議委員会委員			
------------	--	--	--

」
を

「

文化財審議委員会委員 総合基本構想審議会委員			
---------------------------	--	--	--

」

に改める。

附 則（平成元年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月29日条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の須坂市総合計画審議会条例（中略）の規定に基づく須坂市総合計画審議会の委員（中略）の職にある者は、この条例に基づき委嘱されたものとみなす。

附 則（平成13年9月28日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による委員会、審査会、審議会及び協議会の組織及び委員に関する規定は、公布の日以後の最初の委嘱又は任命のときから適用する。